

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課	
許 認 可 等 名	徳島市中島田集会所の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市中島田集会所条例	
根 拠 条 項	第5条第1項	
連 絡 先	中島田集会所管理委員会（連絡先は社会教育課（電話 621-5566）までお問い合わせください。）	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市中島田集会所条例 （利用の承諾）</p> <p>第5条 集会所を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、集会所の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（利用の承諾の制限）</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承諾しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集会所の施設又は設備(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上又は管理上適当でないとき。</p> <p>徳島市中島田集会所条例施行規則 （利用の申請）</p> <p>第2条 集会所を利用しようとする者は、利用日の5日前までに利用申請書に必要事項を記載して指定管理者に提出しなければならない。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）